

『繰上げ受給』と『繰下げ受給』

●繰上げ受給とは

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、60歳以上の方は希望すれば65歳になる前に、繰上げて受け取ることができます。ただし、受け取れる年金額が繰上げた期間1カ月につき0.5%減額されます。また、その減額率は生涯続くこととなりますので、ご注意ください。

繰上げ受給を希望される方は次のことにご注意ください

- ①国民年金に任意加入中の方は、繰上げ請求できません。
- ②繰上げ請求は取り消したり、変更したりすることはできません。
- ③特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は65歳になるまで一部が支給停止になります。
- ④繰上げ請求した後は、障害基礎年金や寡婦年金は受け取れなくなります。
- ⑤遺族厚生年金・遺族共済年金が支給停止となります。（65歳からはどちらも受けられます）
- ⑥受給期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受給総額が減少する場合があります。

●繰下げ受給とは

希望すれば、65歳以降の老齢基礎年金を1カ月単位で繰下げることができ、66歳以降に繰下げ請求した場合、1カ月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は生涯変わりません。

繰下げ受給を希望される方は次のことにご注意ください

- ①原則として、ほかの年金（遺族基礎年金や障害基礎年金など）を受け取る権利がある場合は繰下げ受給できません。また、繰下げ中にほかの年金を受け取る権利が発生（配偶者死亡による遺族年金の発生など）した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- ②老齢厚生年金と老齢基礎年金は別々の希望月で繰下げできます。
- ③振替加算額は増額の対象になりません。また、繰下げ待機中は振替加算部分のみを受け取る事はできません。
- ④受給開始は、請求した月の翌月分からとなり、増額率は70歳到達日で最大となりますので、70歳到達時点で受給の手続きを行うようにしましょう。
- ⑤繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。（繰下げ待機中に亡くなられ、遺族からの未支給請求が可能な場合は、65歳の本来の請求で65歳までさかのぼって支給されます）
- ⑥繰下げ請求は「繰下げによる増額請求」、「増額のない年金をさかのぼって請求」のどちらかを選択できます。

●繰上げ、繰下げ増減率早見表（数字は%）

		月											
		0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
繰上げ受給	60歳	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5	75.0	75.5
	61歳	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5
	62歳	82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5
	63歳	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5
	64歳	94.0	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5
	65歳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
繰下げ受給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941
 住民生活課 住民グループ 電話：5-1112、告知端末機：5-8812